

2023年3月15日

SMBC日興証券株式会社

日本証券業協会による処分および勧告について

本日、当社は、昨年10月7日に金融庁より行政処分(業務停止命令及び業務改善命令)を受けた行為について、日本証券業協会より、過怠金3億円の処分および実効性のある業務改善計画の着実な実施に係る勧告を受けました。

当社といたしましては、この度の処分および勧告を重く受けとめ、このような処分および勧告を受けるに至った事態を起こしたことについて深くお詫び申し上げます。昨年11月4日に公表しました、改善・再発防止に向けた取り組み^{※1}を着実に実行し、お客さまをはじめ関係者の方々からの信頼回復に努めてまいります。

なお、当社は、昨年3月24日および4月13日に東京地方検察庁より金融商品取引法違反で起訴された事案について、本年2月13日に東京地方裁判所より有罪判決^{※2}を受けており、本年2月21日に判決が確定しております。罰金および追徴金については、納付告知書を受領次第、速やかに納付いたします。

※1 昨年11月4日のプレスリリース「金融庁による行政処分に基づく報告書提出について」

→ https://www.smbcnikko.co.jp/news/release/2022/pdf/221104_01.pdf

※2 本年2月13日のプレスリリース「金融商品取引法違反に関する東京地方裁判所の判決について」

→ https://www.smbcnikko.co.jp/news/release/2023/pdf/230213_01.pdf

以上